

新	旧	備考
<p>プラント等増加費用に係る貿易一般保険の取扱いについて</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00057 <u>沿革 令和4年6月17日</u></p> <p>輸出契約、仲介貿易契約又は技術提供契約において、輸出貨物又は仲介貿易貨物の最終仕向地又は技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供（以下「技術等の提供」という。）の地において、戦争、革命<u>若しくはテロ行為その他の内乱、又は暴風、豪雨、洪水、高潮、落雷、地震、噴火、津波、人為的でない火災その他の自然現象による災害</u>が生じたことにより、最終仕向地又は技術等の提供の地において行われるプラント等の建設工事等が中断し、これにより費用を新たに負担すべきこととなったことにより受ける損失をてん補するものに係る貿易一般保険については、下記のとおり取り扱う。</p> <p>記</p>	<p>プラント等増加費用に係る貿易一般保険の取扱いについて</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00057 沿革 (略)</p> <p>輸出契約、仲介貿易契約又は技術提供契約において、輸出貨物又は仲介貿易貨物の最終仕向地又は技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供（以下「技術等の提供」という。）の地において、戦争、革命<u>又は</u>テロ行為その他の内乱が生じたことにより、最終仕向地又は技術等の提供の地において行われるプラント等の建設工事等が中断し、これにより費用を新たに負担すべきこととなったことにより受ける損失をてん補するものに係る貿易一般保険については、下記のとおり取り扱う。</p> <p>記</p>	
<p>(事故発生日及び事故確定日)</p> <p>第3条 本特約に係る事故発生日は、戦争、革命<u>若しくは</u>テロ行為その他の内乱、<u>又は暴風、豪雨、洪水、高潮、落雷、地震、噴火、津波、人為的でない火災その他の自然現象による災害</u>が生じたことにより、最終仕向地又は技術等の提供の地において行われるプラント等の建設工事等が中断した日とし、本特約に係る事故確定日は、当</p>	<p>(事故発生日及び事故確定日)</p> <p>第3条 本特約に係る事故発生日は、戦争、革命<u>又は</u>テロ行為その他の内乱が生じたことにより、最終仕向地又は技術等の提供の地において行われるプラント等の建設工事等が中断した日とし、本特約に係る事故確定日は、当該中断に係る本特約に定めるてん補対象費用の支出が終了した日又は当該中断に係る本特約に定めるてん補対象</p>	

<p>該中断に係る本特約に定めるてん補対象費用の支出が終了した日又は当該中断に係る本特約に定めるてん補対象費用の支出額の累計額（本特約第5条各号において定める金額があるときは、当該金額を控除した残額）に本特約第6条第1項に定める割合を乗じた金額が本特約に係る保険金額（本特約に基づき既に支払った保険金及び支払うこととした保険金があるときは、当該保険金の合計額を控除した残額）に達した日のいずれか早い日とする。</p>	<p>費用の支出額の累計額（本特約第5条各号において定める金額があるときは、当該金額を控除した残額）に本特約第6条第1項に定める割合を乗じた金額が本特約に係る保険金額（本特約に基づき既に支払った保険金及び支払うこととした保険金があるときは、当該保険金の合計額を控除した残額）に達した日のいずれか早い日とする。</p>	
<p><u>附 則</u> <u>この改正は、令和4年7月1日から実施する。</u></p>		
<p>(別添) プラント等増加費用特約</p>	<p>(別添) プラント等増加費用特約</p>	
<p>(てん補責任) 第1条 株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、輸出貨物又は仲介貿易貨物（以下「輸出貨物等」という。）の最終仕向地（以下「仕向地」という。）又は技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供（以下「技術等の提供」という。）の地（以下「技術等提供地」という。）において、<u>次の各号のいずれかに該当する事由のうち、この証券記載の事由</u>が生じたことにより、仕向地又は技術等提供地において輸出契約、仲介貿易契約又は技術提供契約（以下「輸出契約等」という。）に従って行われる設備等の設置又は改修工事（輸</p>	<p>(てん補責任) 第1条 株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、輸出貨物又は仲介貿易貨物（以下「輸出貨物等」という。）の最終仕向地（以下「仕向地」という。）又は技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供（以下「技術等の提供」という。）の地（以下「技術等提供地」という。）において、<u>戦争、革命又はテロ行為その他の内乱</u>が生じたことにより、仕向地又は技術等提供地において輸出契約、仲介貿易契約又は技術提供契約（以下「輸出契約等」という。）に従って行われる設備等の設置又は改修工事（輸出契約等を含む契約を被</p>	

<p>出契約等を含む契約を被保険者と連名で締結した者等が行う設備等の設置又は改修工事を含む。以下「対象工事」という。)が中断し、これにより被保険者が費用(第4条に定める費用に限る。)を新たに負担すべきこととなったことにより受ける損失をてん補する責めに任ずる。</p> <p><u>一 戦争、革命又はテロ行為その他の内乱</u></p> <p><u>二 暴風、豪雨、洪水、高潮、落雷、地震、噴火、津波、人為的でない火災その他の自然現象による災害</u></p>	<p>被保険者と連名で締結した者等が行う設備等の設置又は改修工事を含む。以下「対象工事」という。)が中断し、これにより被保険者が費用(第4条に定める費用に限る。)を新たに負担すべきこととなったことにより受ける損失をてん補する責めに任ずる。</p>	
<p>(てん補対象費用)</p> <p>第4条 本特約において日本貿易保険がてん補する費用(以下「てん補対象費用」という。)は、次の各号のうちいずれかに該当するものであって、仕向地又は技術等提供地において対象工事が中断した日<u>から</u>対象工事が再開した日<u>までの間</u>、又は対象工事が中断した日<u>から</u>対象工事中止を決定した日<u>に</u>3月を<u>加えた</u>日までの間に発生し、かつ当該中断後に被保険者が支出した費用とする。</p> <p>一 輸出貨物等の保管又は維持に要する費用</p> <p>二 輸出貨物等を積載している船舶の停泊料</p> <p>三 輸出貨物等を輸送することを内容とする契約の解除に伴う賠償金又は違約金の支払に要する費用</p> <p><u>四 輸出貨物等を輸送することを内容とする契約の変更に伴い新たに負担することとなった運賃</u></p> <p><u>五</u> 技術等の提供に関する業務に従事する者であって被保険者以外の者の人件費</p> <p><u>六</u> 技術等の提供に関する業務に従事する者を、技術等提供地から</p>	<p>(てん補対象費用)</p> <p>第4条 本特約において日本貿易保険がてん補する費用(以下「てん補対象費用」という。)は、次の各号のうちいずれかに該当するものであって、仕向地又は技術等提供地において対象工事が中断した日<u>以降</u>、対象工事が再開した日又は対象工事中止を決定した日<u>から</u>3月を<u>経過した</u>日までの間(以下「中断期間」という。)に発生し、かつ当該中断後に被保険者が支出した費用とする。</p> <p>一 輸出貨物等の保管又は維持に要する費用</p> <p>二 輸出貨物等を積載している船舶の停泊料</p> <p>三 輸出貨物等を輸送することを内容とする契約の解除に伴う賠償金又は違約金の支払に要する費用</p> <p><u>四</u> 技術等の提供に関する業務に従事する者であって被保険者以外の者の人件費</p> <p><u>五</u> 技術等の提供に関する業務に従事する者を、技術等提供地から</p>	

<p>退避させ、又はその業務を再開する目的で技術等提供地へ赴任させるために要する費用</p> <p>七 技術等の提供に関する業務に従事する者の安全の確保に関し必要な施設又は設備の設置に要する費用</p> <p>八 技術等の提供のために使用する施設又は建設機械の賃借料</p>	<p>退避させ、又はその業務を再開する目的で技術等提供地へ赴任させるために要する費用</p> <p>六 技術等の提供に関する業務に従事する者の安全の確保に関し必要な施設又は設備の設置に要する費用</p> <p>七 技術等の提供のために使用する施設又は建設機械の賃借料</p>	
<p>(損失額)</p> <p>第5条 本特約に係る損失額は、第1条に規定する事由により仕向地又は技術等提供地において対象工事が中断した場合に被保険者が新たに負担することとなったてん補対象費用の額から次の各号の金額を控除した残額とする。</p> <p>一 てん補対象費用のうち、輸出契約等に基づき輸出契約等の相手方が負担すべきことが定められている費用の額</p> <p>二 貿易一般保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）第6条第2号から第4号までに掲げる金額</p> <p>三 損害保険会社等により支払われた、又は支払われる見込みのある保険金の額（当該てん補対象費用に係るものに限る。）</p>	<p>(損失額)</p> <p>第5条 本特約に係る損失額は、第1条に規定する事由により仕向地又は技術等提供地において対象工事が中断した場合に被保険者が新たに負担することとなったてん補対象費用の額から次の各号の金額を控除した残額とする。</p> <p>一 てん補対象費用のうち、輸出契約等に基づき輸出契約等の相手方が負担すべきことが定められている費用の額</p> <p>二 貿易一般保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）第6条第2号から第4号までに掲げる金額</p> <p>三 損害保険会社等により支払われた保険金の額（当該てん補対象費用に係るものに限る。）</p>	
<p>(保険金請求権の消滅時効)</p> <p>第9条 本特約に係る保険金請求権は、事故確定日から3年を経過した場合、時効により消滅するものとする。この場合、約款第26条第5項の規定は、消滅時効の成立を妨げない。</p>	<p>(保険金請求権の消滅時効)</p> <p>第9条 本特約に係る保険金請求権は、事故確定日から2年を経過した場合、時効により消滅するものとする。この場合、約款第26条第5項の規定は、消滅時効の成立を妨げない。</p>	